

# 壬生町農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

下都賀郡壬生町

## 1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

## 2 促進計画の目標

### 1. 西部地区

#### (1) 現況

本地域は、東西両端に思川・黒川が貫流している平坦地で、肥沃水田が比較的多いことから稲作が中心であるが、町の特産であるイチゴやトマトなどの施設園芸や麦、そばの栽培も盛んである。初夏にはホタルが飛び交う美しい農村環境が広がるものの、他市町の通勤者などによる不法投棄等により農道・水路を汚しており、これらを適切に保全管理することが必要である。

#### (2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進し、地域住民と協力して、農道及び農業用排水路の清掃等を行うことにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

### 2. 中部地区

#### (1) 現況

本地域は、黒川と東武宇都宮線に挟まれた平坦地で、稲作や野菜の露地栽培がバランスよく行われている。恵川地区、南犬飼中部地区、羽生田地区、上田地区は圃場整備事業が完了しており、今後とも農業振興を図るためには、農業用排水路を適切に保全管理することが必要である。

また、野菜や稲作を中心に環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式が営まれており、今後とも環境にやさしい農業を普及することが必要である。

#### (2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進し、地域住民と協力して、農用地の保全管理等を行うとともに、同項第3号に掲げる事業を推進し、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより、生物多様性の保全及び多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

### 3. 東部地区

#### (1) 現況

本地域は、東武宇都宮線の東側の平坦地で、豊かな水資源を利用した稲作を中心に、軽そう土地質な畑地を利用した施設園芸、野菜の露地栽培との複合経営が行われており、町の特産である干瓢の生産が盛んな地域でもある。しかし、近年は兼業化が進み担い手不足が深刻化していることから、地域の中心となる経営体への一層の農地集積を進め、地域農業の体質強化を図ることが必要である。

#### (2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進し、遊休農地を含めた田畑の適正管理を進めていくことで、地域内外からの営農者の確保、地域住民による活用等を行うことにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

### 3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	西部地区	法第3条第3項第1号に掲げる事業
②	中部地区	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
③	東部地区	法第3条第3項第1号に掲げる事業

### 4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

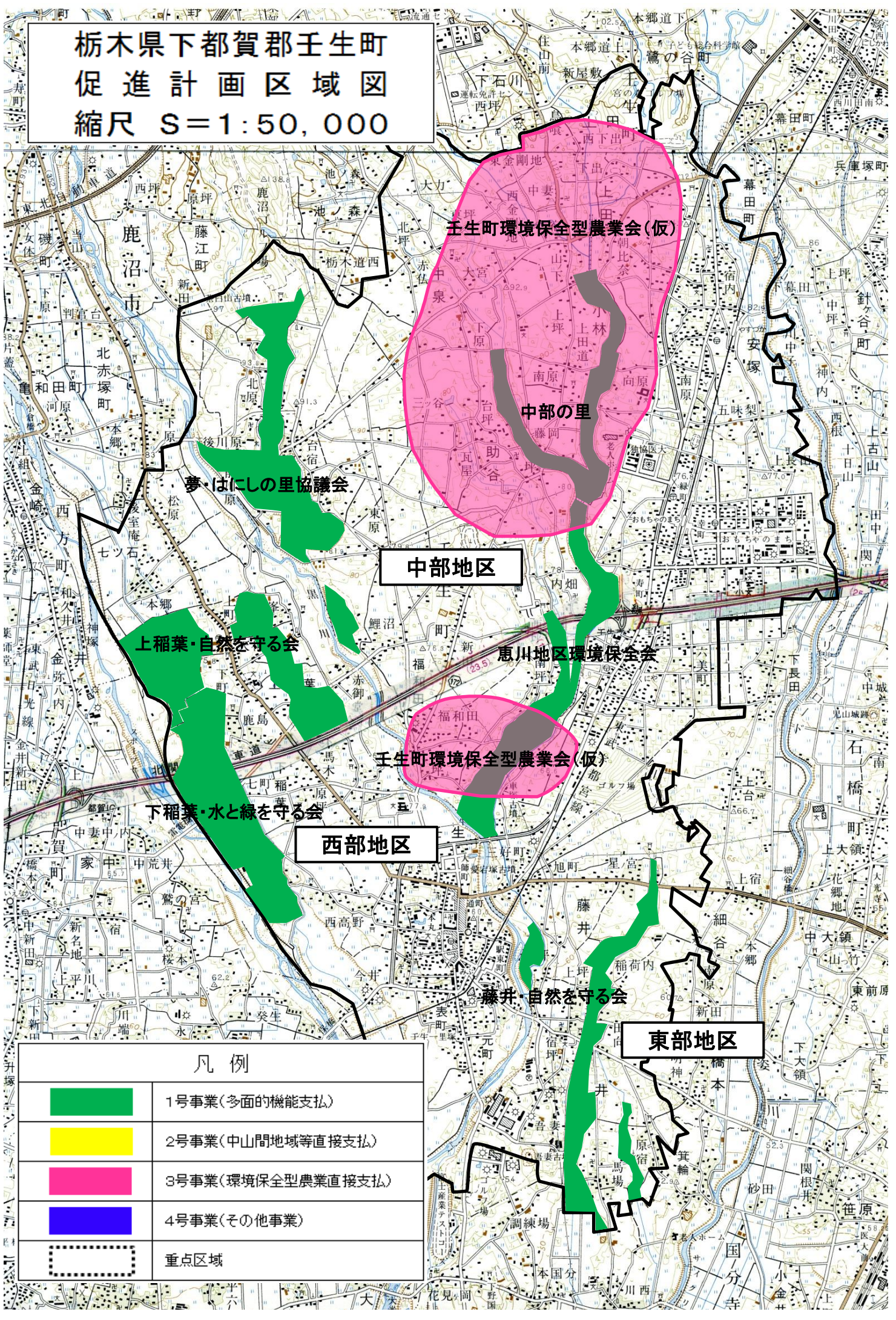
### 5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

#### 1 推進体制の整備に関する事項

法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するにあたっては、多面的機能支払により設立した推進組織の有効な活用を基に、農業者団体等が事業を円滑に実施できるよう指導・支援を行うこととする。



栃木県下都賀郡壬生町  
促進計画区域図  
縮尺 S=1:50,000



壬生町環境保全型農業会(仮)

中部の里

夢・はにしの里協議会

中部地区

上稲葉・自然を守る会

恵川地区環境保全会

壬生町環境保全型農業会(仮)





下稲葉・水と緑を守る会

西部地区

藤井・自然を守る会

東部地区

凡例

	1号事業(多面的機能支払)
	2号事業(中山間地域等直接支払)
	3号事業(環境保全型農業直接支払)
	4号事業(その他事業)
	重点区域